

高額療養費制度について（70歳未満の方）

高額療養費制度とは、1ヵ月（月の初日から末日まで）の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額が申請により払い戻される制度です。

※食事療養費・保険外療養等は高額療養費には含まれません。

所得区分		自己負担限度額（月額）	多数該当
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1%	140,100円
イ	標準報酬月額 53～79万円	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額 28～50万円	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%	44,400円
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円	
オ	低所得者 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

●多数該当

同一世帯（1つの保険に加入する被保険者と被扶養者）で直近12ヶ月間に、高額療養費が該当した月が3回以上ある場合は、4ヶ月目から自己負担限度額が軽減されます。

●合算基準

同一世帯・同一月で21,000円以上の負担が複数生じ、その合計額が上記の自己負担額を超えたとき、その額が受けられます。

●申請先

加入保険	申請窓口
国民健康保険	各市区町村役場
全国健康保険協会	全国健康保険協会各都道府県支部
共済組合	各保険者

※手続きには領収書、印鑑、保険証、振込み口座のわかるものが必要です。

※高額療養費の事前申請をすることにより、『限度額適用認定証』が交付され、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。

詳しくは医療ソーシャルワーカーまでお気軽にお問い合わせください